

共1 公共土木工事の事務手順の概要

初版 平成22年7月

改定 平成25年4月

改定 平成28年3月

改定 平成31年3月

改定 令和2年3月

1 工事関係書類一覧表

「工事関係書類様式等ダウンロード一覧」

※加工可能形式ファイル（Excel、Word）は以下のURL参照

http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_top.html

※一覧表は、しゅん工書類を観点にした書類を掲載している。

建設工事の施工にあたっては、一覧表に掲載した以外の書類が、施工中発生する事案への対応、施工上必要となる監督員指示、及び関係法令等により必要となる場合がある。

長野県建設工事 工事関係書類一覧表

令和2年4月1日適用

種別		NO.		書類名称		契約額 契約額 引当 書類		受注者		提出		報告		提示		書類作成の根拠		
契約図書	設計図書	1	共通仕様書	500万円未満	発注者	監督員等	監督員等	監督員等	監督員等	監査員等	監査員等	監督員等	監査員等	監督員等	監査員等	平成30年10月1日適用	共通仕様書1-1-1-2	
	特記仕様書	2		○												建設リサイクル法 第2条1項、 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木) (23項)	共通仕様書1-1-1-2	
	図面	3		○												・「現場説明事項、条件明示事項」を参考に、各発注者により作成する。	共通仕様書1-1-1-2	
	現場説明書	4		○												・少なとも下記5項目について契約前に画面により説明する。 一 解体工事の場合、解体する建築物等の構成 二 新設工事である場合、使用する特定建設資材の種類 三 工事着手の時期及び工程の概要 四 分別解体等の計画 五 解体工事の場合、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み	共通仕様書1-1-1-2	
	質問回答書	5		○												地方自治法 第234条 長野県財務規則 第140条 建設業法 第19条	建設リサイクル法 第3条、 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木) (24項)	
	工事数量総括表	6		○												工事請負契約書第3条第1項及び第2項 工事請負契約書第3条第1項	工事請負契約書第3条第1項	
その他	説明書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	7	x		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・下記項目を記載する。 ・分別解体等の方法、解体工事に要する費用 ・特定建設資材廃棄物についての施設の名称及び 所在地、再資源化等に要する費用	建設リサイクル法 第10条第1項 建設工事に係る受注希望型競争入札 建設工事第3条に規定する請負代金内訳書を作成し、契約締結後5日以内に 発注者に提出する。 ・受注者は、契約書第3条に規定する法定福利費を明示する。 ・内訳書には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する。 ・受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、契約締結後5日以内に発注者に 提出する。	工事請負契約書第10条第1項 工事請負契約書1-1-1-13 建設工事に係る受注希望型競争入札 建設工事第20条
	契約書	8	工事請負契約書			○	○	○	○							工事請負契約書第34条第1項	工事請負契約書第34条第1項	
	契約図書	9	契約書別紙 (分別解体の方法等) ※建設リサイクル法対象工事の場合	x		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・資格を証明する以下の書類を添付する。 ・監理技術者：資格者証の写し ・主任技術者：資格該当要件を満たす証明書 ・所属認定：保険証等、開札日以前3ヶ月以上の履用用が証明できる公的な書類の写し ・前払い金を請求する場合合作成、提出する。	工事請負契約書1-1-1-13 建設工事に係る受注希望型競争入札 建設工事第20条	工事請負契約書1-1-1-7
	契約関係書類	10	請負代金内訳書					○	○							・受注は、契約書第3条に規定する登録のための確認のお願いを 作成、監督員等の確認を受ける。 ・確認後所定の期間内に登録を行う。登録機関挙行の「登録内容確認書」が受注者に 届いた際は、速やかに監督員等に提出する。 ・変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ 変更の場合は、原則として登録を必要としない。	電子納品の実施にあたり、チェックシートにより受発注者間で協議・確認を行う。 ・着手時協議チェックシートは、協議前に電子データで監督員に提出。	電子納品に係る実施要領 情報共有システム実施要領
	工程表	11				○	○	○	○							・※前払い金を請求する場合合作成、提出する。	共通仕様書1-1-27(5)	
	技術者等の通知書	12				○	○	○	○							・受注、完成、訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を 作成、監督員等の確認を受ける。 ・確認後所定の期間内に登録を行う。登録機関挙行の「登録内容確認書」が受注者に 届いた際は、速やかに監督員等に提出する。	建設リサイクル法 第11条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(25イロハ頁)	
その他	前払金請求書	13				○	○	○	○							・電子納品の実施にあたり、チェックシートにより受発注者間に提出する。 ・着手時協議チェックシートは、協議前に電子データで監督員に提出。 ・設計図書で品質証明の対象工事と明示され、品質証明書を定めた場合、書面により 氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督員等に提出する。	建設リサイクル法 第11条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(25イロハ頁)	
	コリンクス(工事実績)登録 及び(登録内容確認書)	15				○	○	○	○	○	○	○	○	○	・監督員は、工事着手前に通知を行う。また、発注者は通知書の写しを受注者に送付す る。	建設リサイクル法 第11条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(25イロハ頁)		
	電子納品着手時、検査・納品前 協議チェックシート	16				○	○	○	○									
	品質明具通知書	17						○	○									
	通知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	18				○	○	○	○									

種別 NO.	書類名称	契約額 別不要 書類				受注者成書類の位置付け				書類等作成上の留意事項				書類作成の根拠								
		契約額 受注者	契約額 発注者	監督員等	監督員担当	監督員等	監督員等	監査職員等	監査職員等													
工事書類																						
施工計画																						
施工体制 確認	19 下請負人通知書			△※	△※					※原則として提出は不要とし、施工体制台帳提出時に「下請負人等一覧表」を提出する。 ・先注者が求めた場合には提出する。施工計画、施工体制台帳作成以前に提出する。 日々単価契約の場合、金額欄には想定される工期の総額を記載。なお、変更があった場合はその都度提出。 ・契約金額変更時に伴い、工事下請契約総額が4,000万円を超える場合、工期途中であっても監理技術者を配置する。	工事請負契約書第7条 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知) 建設業法第26条第2項											
施工計画書	20 施工計画書 (原則として全工事で提出する。 ただし、工事内容等により、監督員等が不要と認めた場合はこの限りではない。)			○	○					・大型構造物等複雑な工事においては監督員等の承諾を得て記載内容の一部の 提出時期を遅らせることができる。 ・記載項目(必要のない項目は省略し、現場と整合する内容とする) (1)工事着手前までに提出する。工事着手の定義はは下請仕事書1-1-2-44のとおり。 (2)計画工程表、(3)現場組織表、(4)主要資材、(5)賃料(賃料引当設計図、賃料引当計画等。) (6)施工機械(主要機械、仮設設備計画)、(7)施工方法(緊急時の体制及び対応)、(10)交通管理、 (11)環境対策、(12)現場作業環境の整備、 (13)再生資源の利用促進と建設副産物適正処理方法、(14)過積載防止対策、 (15)関係者との協議予定、(16)その他(21.2.23番の書類を添付する等)	共通仕様書1-1-1-6											
施工計画書	21 告知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×	○	○	○					・建設リサイクル法対象工事受注者は、下請がある場合、NO.18の通知書の写しを監督員から受領、添付して下請業者(建設業を営む者)に告知する。 ・施工計画書提出時に下請がある場合は、施工計画書に告知書きを添付する。	建設リサイクル法 第12条2項、 公共建設工事における分別解体等・再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(26)口項											
施工計画書	22 再生資源利用計画書									・施工計画書に含めて提出する。 ・提出様式はCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)※を利用した様式を原則とする。 上記によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報を交換サービス。 利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jacic.or.jp/]	資源リサイクル法関係省令、 公共建設工事における分別解体等・再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(26)口項											
施工計画書	23 再生資源利用促進計画書									・施工計画書に含めて提出する。 ・提出様式はCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)※を利用した様式を原則とする。 上記によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報を交換サービス。 利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jacic.or.jp/]	建設業法第24条の7の第1項 人契約法第13条第1項											
施工体制 確認	24 施工体制台帳 (元請人、下請人に関する事項)									・下請負契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」(平成15年10月8日付け15監技第185号)に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場に備え、かつ写しを監督員等に提出しなければならない。 ・施工体制台帳及び施工体系圖に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員等に提出する。 ・下請負人等一覧表を合わせて提出する。	建設業法第24条の7の第1項 人契約法第13条第1項 共通仕様書1-1-1-15 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)											

種別	NO.	書類名称	契約額 別不要 書類 500 800 万円 未満	受注者 発注者	受注者 監督員等	契約担当 監督員等	提出 報告 監督員等	提示 監督員等	書類作成者 受注者作成書類の位置付け		書類等作成上の留意事項 書類作成の根拠
									監査員等	監査員等	
施工体認 施工計画 施工書類	25	再下請通知書 (施工体制台帳添付資料)		○	○	○	○	○	※再下請がある場合		建設業法第24条の7の第2項 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)
施工体制 施工計画 施工書類	26	下請契約書、委託契約書写し (施工体制台帳に添付)		○	○	○	○	○	・産業廃棄物運搬・処分業者への委託契約書は、建設副産物の適正処理の観点からも確認が必要であり、写しを提出する。廃棄物處理に係る許可証の写し及び数量算定表を添付する。		建設業法第24条の7の2の1 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)
施工体制 施工計画 施工書類	27	施工体制台帳作成建工事の 下請負人に対する通知の写し (施工体制台帳に添付)		○	○	○	○	○	・受注者は、下請負人にに対し、次の事項を書面により通知するとともに書面を工事現場の見やすい場所に掲示する。 1 元請業者の商号又は名称、2 再下請負通知が必要とする旨並びに 再下請負通知に係る書類を提出すべき場所		建設業法第24条の7の4項 建設業法第13条第3項 入会法第13条第1-1-15-2 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)
施工体系 施工計画 施工書類	28	施工体系図 (施工体制台帳に添付)		○	○	○	○	○	・受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員等に提出しなければならない。		建設業法第24条の7の4項 建設業法第13条第3項 入会法第13条第1-1-15-2 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)
施工体認 施工計画 施工書類	29	建退共発注者用掛金収納書	×	×	○	○	○	○	・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に提出。 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに提出する。		現場説明書別紙-3 指導事項(4)
施工体認 施工計画 施工書類	30	中小企業退職金共済制度等加入証 明書類	×	×	○	○	○	○	・※建退共制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度に加入の労働者がいる」である場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一ヶ月以内に監督員に提出する。		共通仕様書1-1-1-32
施工体認 施工計画 施工書類	31	建退共証紙受払簿	×	×	○	○	○	○	・共済証紙の購入状況を発注者が把握するため、必要があると認めるとき、その他関係資料とともに請求する場合がある。		共通仕様書1-1-1-32
設計図書 環境地盤 確認資料	32	設計図書照査 契約書18条 第1項該当なし 第2項該当あり 設計図書修正 必要あり 設計図書修正 必要なし		○	○	○	○	○	・契約書第18条第1項～5号に該当する事実が無い場合、監督員へその旨を報告する。 ・共済証紙提出時に測量を実施し、測量標(伝尺BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、距離、高さ、傾斜等を確認し、工事請負図書と差異が生じた場合、監督員等に測量結果を連絡し、差異が生じた場合、監督員等に測量結果を連絡し、差異が生じた場合、監督員等に提出し、指示を受けなければならない。		土木工事現場必携 共1-9
施工管理	33	工事測量結果 設計図書修正 必要なし		○	○	○	○	○	・工事設計図書と差異が無い場合、監督員に測量結果を報告する。		土木工事現場必携 共1-9
施工管理	34	経緯表	×	○	○	○	○	○	・工事打合せの経緯等を一覧できるよう整理記録する必要がある場合作成する。		土木工事現場必携 共10-2
施工管理	35	材料承認関係資料		○	○	○	○	○	・設計図書で提出を求められている工事材料について、原本または品質を証明する資料を提出する。 ・使用する工事材料について、検査を行うこととしているわれる材料も同じ。 ・工事請負契約書の合意事項に監督員等に提出し、監督員等の確認を受けなければなりません。 ・活用承認該当の製品は、提示、提出、提出されても不要。		共通仕様書材料編第2節工事材料の品質及び5
施工管理	36	工事記録		○	○	○	○	○	・現場での記録を所定の様式で毎日記入・保管し、検査時に提出する。		土木工事現場必携 共10-6
施工管理	37	工事打合せ簿		○	○	○	○	○	・発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認し合い、行き違いがないよう に書類に記録しておく事務。 ・打合せの各事項は以下のとおり。 ・提出、「是」又は「連絡」の場合は、工事打合せ簿は不要である。 ・協議：書面にて契約図書の合意事項について、受注者と打合せの立場で合議し、 ・結論を得ること。 ・指示：監督員等が、受注者に対して、工事の施工上必要な事項について書面により示す。 ・承諾：契約図書で明示した事項について、受注者若しくは監督員等または受注者が 書面により同意すること。		長野県建設工事事務処理規程第32条2項
施工管理	38	監督日誌		○	○	○	○	○	・日記順にまとめ、工事記録の後に添付する。		

種別 工事書類状況	NO.	書類名稱	契約額 別不要 書類	受注者 監督員等	受注者作成書類の位置付け	書類等/作成上の留意事項			
						提出 監督員等	報告 監督員担当	提示 監督員等	
施工管理	39	変更施工計画書	500万円未満	発注者 ○	重要な変更が生じた場合、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について提出する。 ※契約額500万未満であっても、現場で発生した災害等への対応が必要な場合など、 重要な変更がある場合は必要 ・現場作業終了後、精算時の契約に伴う変更施工計画書は、協議すべき事項が無いため作成不要	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	共通仕様書1-1-1-6
施工管理	40	関係機関協議資料	500万円未満	○	・工事施工にあたり受注者の行うべき関係官庁及びその他の関係機関への届出等を法令に定めることは設計図書の定めにより実施しなければならない。 ・請手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員等に提示しなければならない。なお、監督員等から請求があつた場合は、写しを提出しなければならない。	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	共通仕様書1-1-1-46
施工管理	41	地域住民との打合せ資料	500万円未満	○	・※地元関係者等から工事の施工に關して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもつてその解決に当たなければならない。 ・交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておともに、状況を隨時監督員等に報告し、指示がなればそれに従うものとする。	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	共通仕様書1-1-1-46
施工管理	42	材料品質規格証明書	500万円未満	○*	※「提出」は、設計図書で定められている材料がある場合。 ・材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミシンシート等の品質規格証明書を受注者の責任任に監督員等へ提示するとともに、監督員等の請求があつた場合には墨書きにて提示する。	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	共通仕様書第2章材料編第2節 各材料の品質管理基準
施工管理	43	レディーミックスコンクリート納入書	500万円未満	○	・受注者は、納入書に打設完了時間を記入し、専用印欄にサインをする。納入書は整理保管し、工事しゅん工時に提出する。	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	H12土木部通知・現場説明事項
施工管理	44	材料等納入伝票	500万円未満	○	・使用材料等の量を確認する必要がある場合や、納入時期が必要な場合等、監督員等から要請があつた場合、速やかに提示する。	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	NO.45.ディーミクストコンクリート納入書 は対象外
施工管理	45	立会依頼	500万円未満	○*	・監督員等の立会が必要な場合、あらかじめ※書面または連絡で監督員等に依頼。	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	共通仕様書1-1-1-44
施工管理	46	段階確認関係書類 (※必要に応じて作成・提出) ・確認予定表 ・検査記録表等施工管理記録 ・写真	500万円未満	○*	・受注者は共通仕様書の「段階確認一覧表」に示す確認時期及び特に指定された部分の施工時において、段階確認を受ける。 ・段階確認を行う構造物等の種別、細別、施工予定期限等を監督員等に報告する。報告には月間、週間工程表等確認予定表を用いることにより、NO45の立会依頼を兼ねることができる。 ・監督員から段階確認実施通知があつた場合は、確認を受けなければならぬ。 ・監督員等の確認を受けた書面を検査時までに監督員等へ提出しなければならない。 ・監督員等は、段階確認において臨場をねらうとすることがでるが、受注者は、検査記録表等施工管理記録及び写真等の資料を提出し、確認を受けなければならない。	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	共通仕様書1-1-1-24
施工管理	47	休日・夜間作業届 ※現道上工事の場合	500万円未満	○*	・官公庁の休日・夜間に作業を行う場合、その理由を監督員等に連絡する。 ・現道上の工事については書面により提出しなければならない。	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	共通仕様書1-1-1-47
安全管理	48	安全教育訓練実施資料	500万円未満	○*	・現道工程表など他の様式でも可	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	共通仕様書1-1-1-37
安全管理	49	工事事故速報・報告書	500万円未満	○*	・安全教育・訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督員等の請求があつた場合は直ちに提示する。	機関に通報する。 工事事故報告書は監督員が指示する様式で指示する期日までに提出する。	監督員 ○	監督員 ○	共通仕様書1-1-1-37、1-1-1-40
安全管理	50	現場休業届	500万円未満	○*	・※災害が発生した場合は、応急措置を講じるとともに直ちに監督員等に連絡及び関係機関に通報する。 ・※年末年始等一週間程度の現場休業が予想され、発注者が求める場合報告する。	土木工事現場必携 共8-47	土木工事現場必携 共8-47	土木工事現場必携 共8-47	共通仕様書1-1-1-37、1-1-1-40
安全管理	51	過積載防止対策	500万円未満	○*	・(提出)対策について、施工計画書の施工方法に具体的に記載する。 ・(提示)点検記録・写真等を整理・保管し、監督員等の請求があつた場合、提示する。	現場説明書6周辺環境保全関係(4) 過積載の防止	現場説明書6周辺環境保全関係(4) 過積載の防止	現場説明書6周辺環境保全関係(4) 過積載の防止	現場説明書6周辺環境保全関係(4) 過積載の防止
施工管理	52	実施工工程表	500万円未満	○	・施工計画書の計画工程表に対する実施工工程を比較対照して記入。 ・表は工事内容に応じて方式により作成。 ・応急工事等当初工事計画が困難な工事については省略できる。	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	土木工事施工管理基準第6(1)
施工管理	53	工事履行報告	500万円未満	○	・履行状況を所定の様式等で報告する。 ・週間工程表など他の様式でも可	監督員 ○	監督員 ○	監督員 ○	契約書第11条・共通仕様書1-1-1-34

種別 No.	書類名稱	契約額 500 万円未満	契約額 800 万円未満	書類作成者 受注者作成書類の位置付け				書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
				提出 発注者	報告 監督員等	提示 監督員等担当	検査員等員		
出来形管理	出来形管理表又は出来形管理図	54	出来形計算書	○	○	○	○	・測定等を工事の施工と平行し、速やかに実施。結果をその都度逐次記録、保管する。 ・出来形管理基準に定めた項目及び測定基準により実測し、設計寸法と実測値を対比して記録した出来形管理表又は出来形管理図を作成し、管理する。 ・測定数が10点未満の場合には出来形管理表のみとする。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(2)
出来形管理	出来形図・数量計算書	55	80%出来形図・数量計算書	○	○	○	○	・出来形測量の結果を基に、土木工事数量を算出する要領(案)及び設計図書に従い、出来形測量を算出し、その結果を80%出来形図とともに監督員からある場合は速やかに提示することも、工事完了時までに監督員等に提出しなければならない。 ・測定等を工事の施工と平行し、速やかに実施。結果をその都度逐次記録、保管する。 ・品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理、その内容に応じて監督員等の請求に応じて監督員等の機会は品質管理表のみとする。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(3)
品質管理	品質管理表又は品質管理図	56	品質管理表又は品質管理図	○	○	○	○	・紙または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員等に提示しなければならない。 ・マニフェストは繰り返しがかかるNO.7の集計表を作成し、検査時までに提出する。 ・本工事に県外産資材を使用する場合、主要材料について資材名及び県内産資材を使用しない理由などを記入し、監督員等に提出する。	共通仕様書1-1-1-23 土木工事施工管理基準第6(2)
その他	産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※産業廃棄物が輸出される工事	57	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	○	○	○	○	・施工計画提出時、監督員の確認を受ける。証明書は、しゃん工書類として提出する。 ・特記仕様書	特記仕様書
契約関係書類	契約書に係る届出 ※事業発生毎随時	61	契約書に係る届出	○	○	○	○	・「中間前払金認定請求」、「指定部分完成検査」、「出来形検査」、「修補関係」、「部分使 用関係等	工事請負契約書
工事書類	出来形管理表又は出来形管理図	62	100%出来形図	×	○	○	○	・NO.54により作成した記録を取りまとめ、検査時に提出する。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(2)
工事書類	出来形管理表又は品質管理図	63	100%出来形図	○	○	○	○	・NO.54の出来形測量の結果が、設計図書に示された数量に対し、土木工事施工管理基 準及び規格値を満たしていないれば、出来形数量は設計数量とする。	共通仕様書1-1-1-25 土木工事施工管理基 準第6(3)
工事書類	品質證明書 ※設計図書で品質證明の対象工事 と明示規定された場合	64	品質證明書又は品質管理図	×	○	○	○	・NO.56により作成した記録を取りまとめ、検査時に提出する。 ・品質證明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行 い、受注者はその結果を所定の様式により検査時までに監督員等へ提出しなければ ならない。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基 準第6(3)
工事書類	品質證明書 ※設計図書で品質證明の対象構造物が要領 に該当する場合	65	品質證明書	○	○	○	○	・建設材料の品質記録保存要領(平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時 までに監督員等へ提出しなければならない。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基 準第6(3)
工事写真	創意工夫・社会性等に関する説 明資料※該当項目有の場合	66	創意工夫・社会性等に該当する説 明資料	×	○	○	○	・施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明確できない箇所の施工 状況等を写真撮影し、監督員等へ提出しなければならない。 ・受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目に ついて、工事完成時までに所定の様式により、監督員等へ提出する事ができる。	共通仕様書1-1-1-54 土木工事施工管理基 準第6(3)
その他	再生資源利用実施書	69	再生資源利用実施書	○	○	○	○	・No.7「再生資源化等報告書」に添付し提出する。 ・提出様式はCOBRIS建設副産物情報交換システム、通称「アリス」※によることを原則と し、印刷して提出すること(電子データの納品は不要)。 上記に上うがたい場合は、監督員と協議すること。 （一財）日本建設情報総合センター(JAIC)が提供する建設副産物の情報交換 サービス。利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jaicic.or.jp/]	資源サイクル法関係省令、 公共建設工事における分別解体等・再 資源化等及び再生資源活用工事実施 要領(土木)(2)口頭

種別 NO.	書類名称	契約額 別不要 書類 500 万円未 満	受注者 監督員等	書類作成者 発注者 監督員等	受注者生産書類の位置付け		書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
					提出 報告	提示 監督員等		
70	再生資源利用促進実施書	800 万円未 満	○ ○				・No.71「再資源化等報告書」に添付し提出する。 ・提出様式はCOBRI(建設副産物情報交換システム、通称コbris)※によることを原則と し、印刷して提出すること（電子データの納品は不要）。 上記によりがない場合は、監督員と協議すること。 ※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換 サービス。利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jacic.or.jp/]】	
71	再資源化等報告書	800 万円未 満	x	○ ○			・特定建設資材廃棄物の再資源化完了時、提出する。発注者保管。	
72	マニフェスト集計表	800 万円未 満		○ ○*			・廃棄物種類毎に集計する。※マニフェストを発行した廃棄物がある場合。	
契約関係書類	73 完成通知書（しゅん工届）	800 万円未 満		○ ○				土木工事現場必携 共12-57
	74 引渡書	800 万円未 満		○ ○*			※引渡しを求める場合。	工事請負契約書第31条4項
	75 請求書	800 万円未 満		○ ○				工事請負契約書第32条1項

〔契約額別不要書類について〕

- 一本一覧表は、長野県土木工事共通仕様書（建設部：H26.8.1適用）共通編1-1-1-26「工事しゅん工書類の納品」一般事項における「具体的な書類内容及び簡素化出来るもの」を明確に示すものである。
- 書類等を作成する順番に配慮しているが、種別によつても整理しており、必ずしも作成する順番になつてない場合もある。
- 必要に応じて「提出」する書類については、※により、必要な場合を示している。

〔受注者作成書類の位置付けの定義〕

- 一覧表に掲げた書類は、設計図書に指定がある場合に作成しなければならないもの及び下記2項を除き、提出、報告、提示の区別に關わらず作成・収集等を行う必要がある。
- 契約額別不要書類欄で「×」の記載がある書類は、法令等の基準により、契約額によって作成する必要がない場合である。

〔受注者作成書類について〕

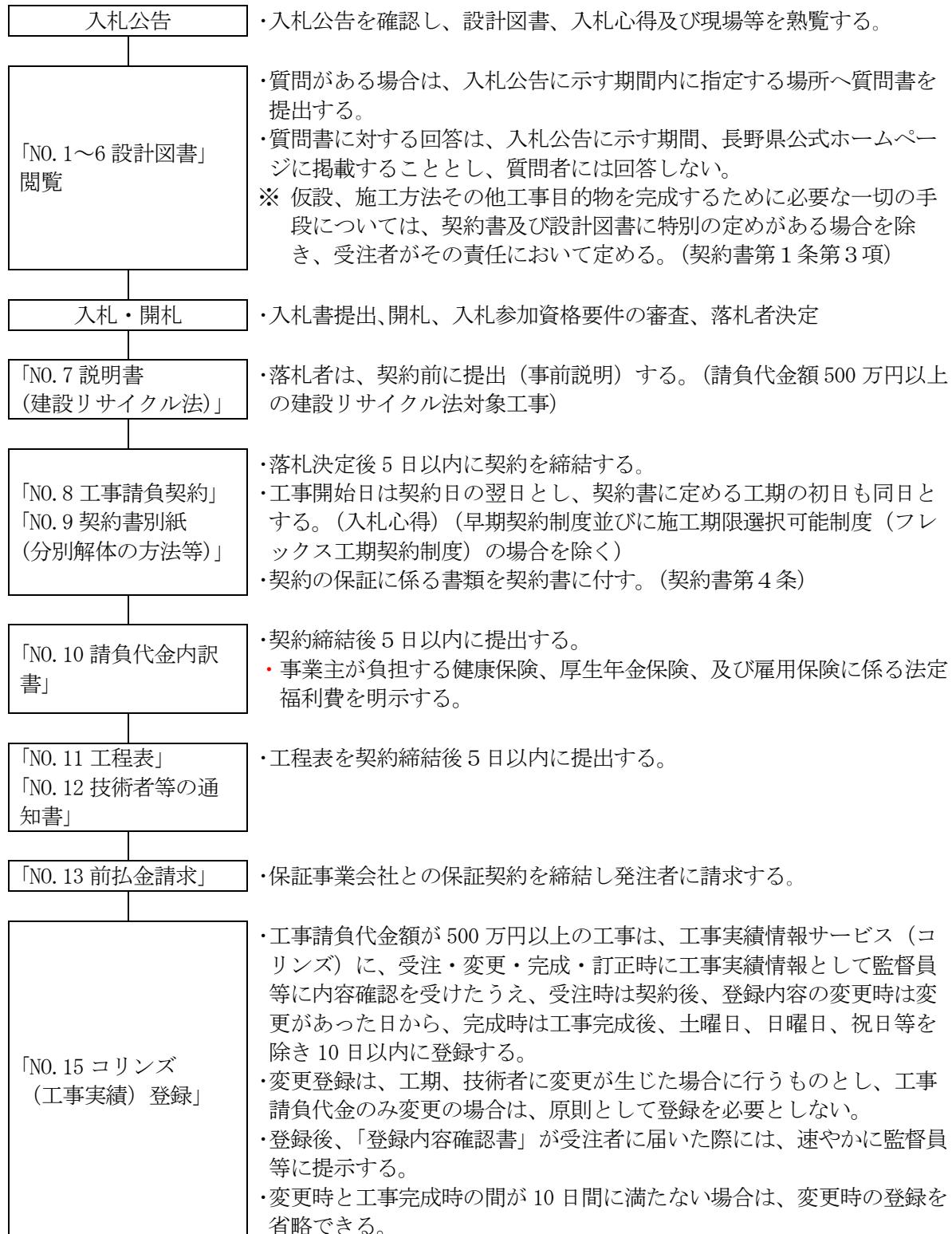
- 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等に対し工事に關わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。
- 書面とは、手書き、印刷等工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものと有効とする。

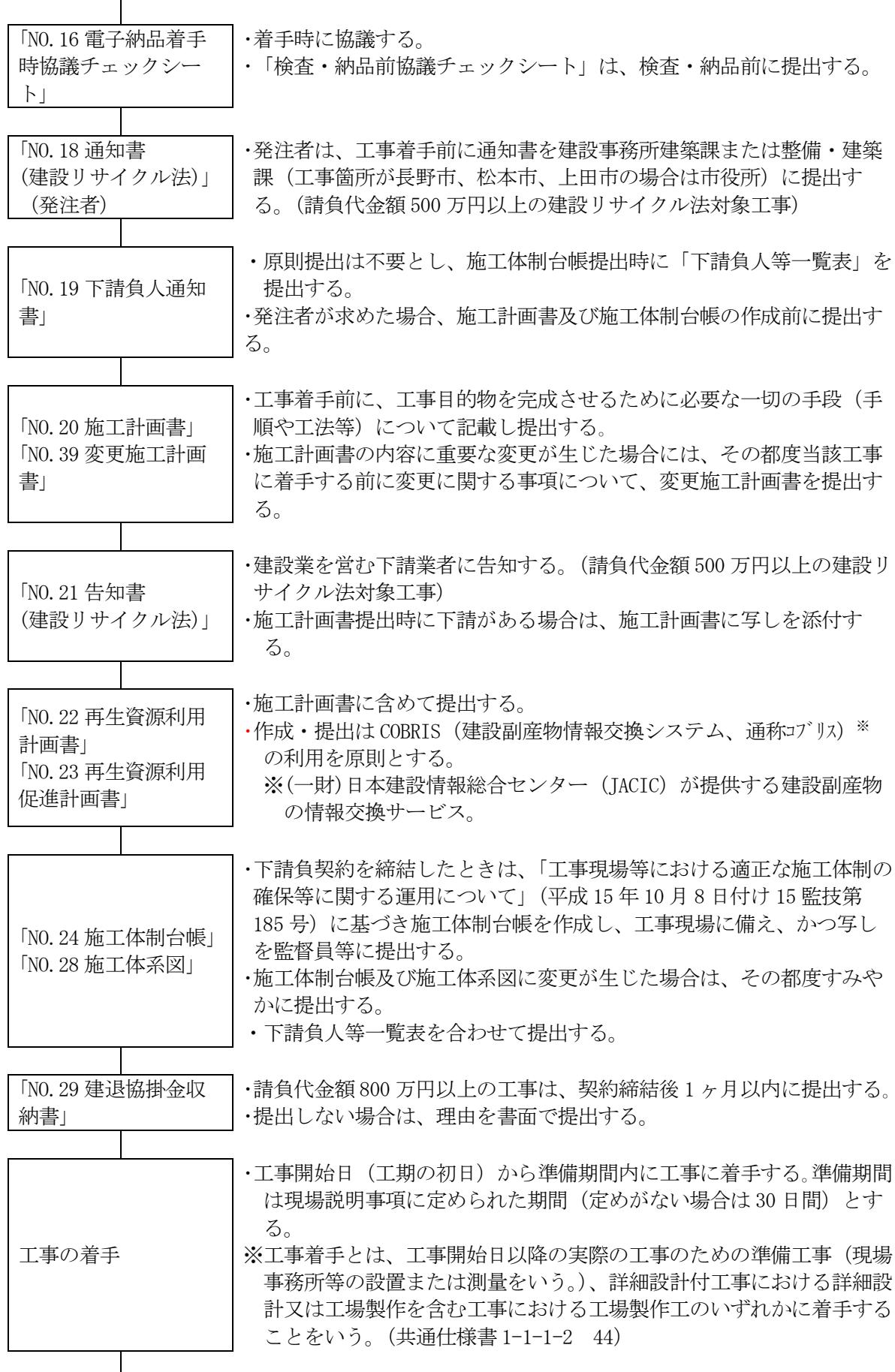
- ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。
- 「報告」：受注者が監督員等に対し、工事の状況または結果について書面により知らせるこをい。
- 「提示」：監督員等が受注者に対して工事に關わる書面または検査職員に対して工事に關わる書面またはその他の資料を示し、説明すること。
- 「連絡」：監督員等と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当する書面または緊急で伝達すべき項目について、口頭、ファクシミ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせるこをい。なお、後日、書面による伝達は不要とする。

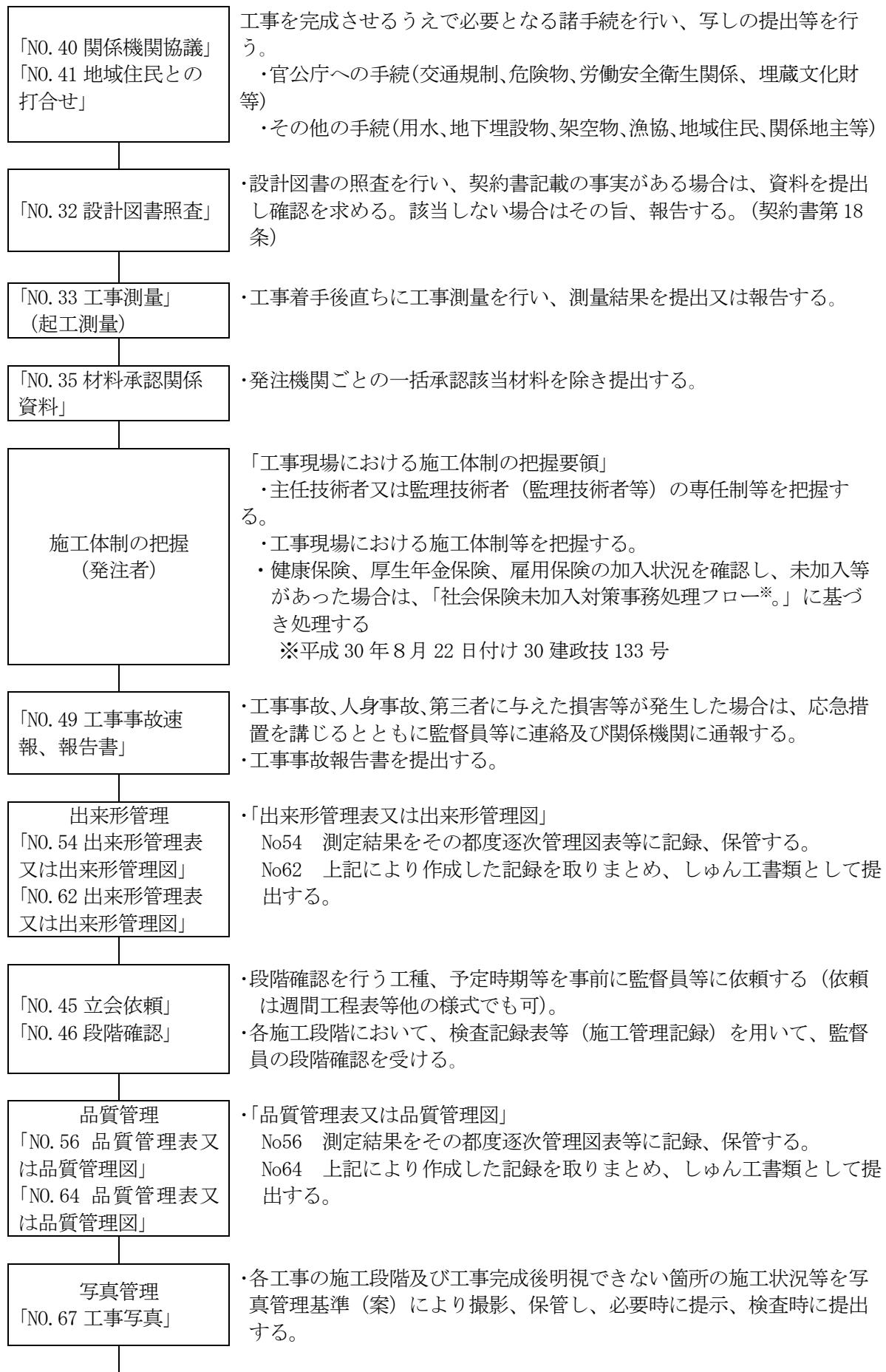
2 事務手順フロー

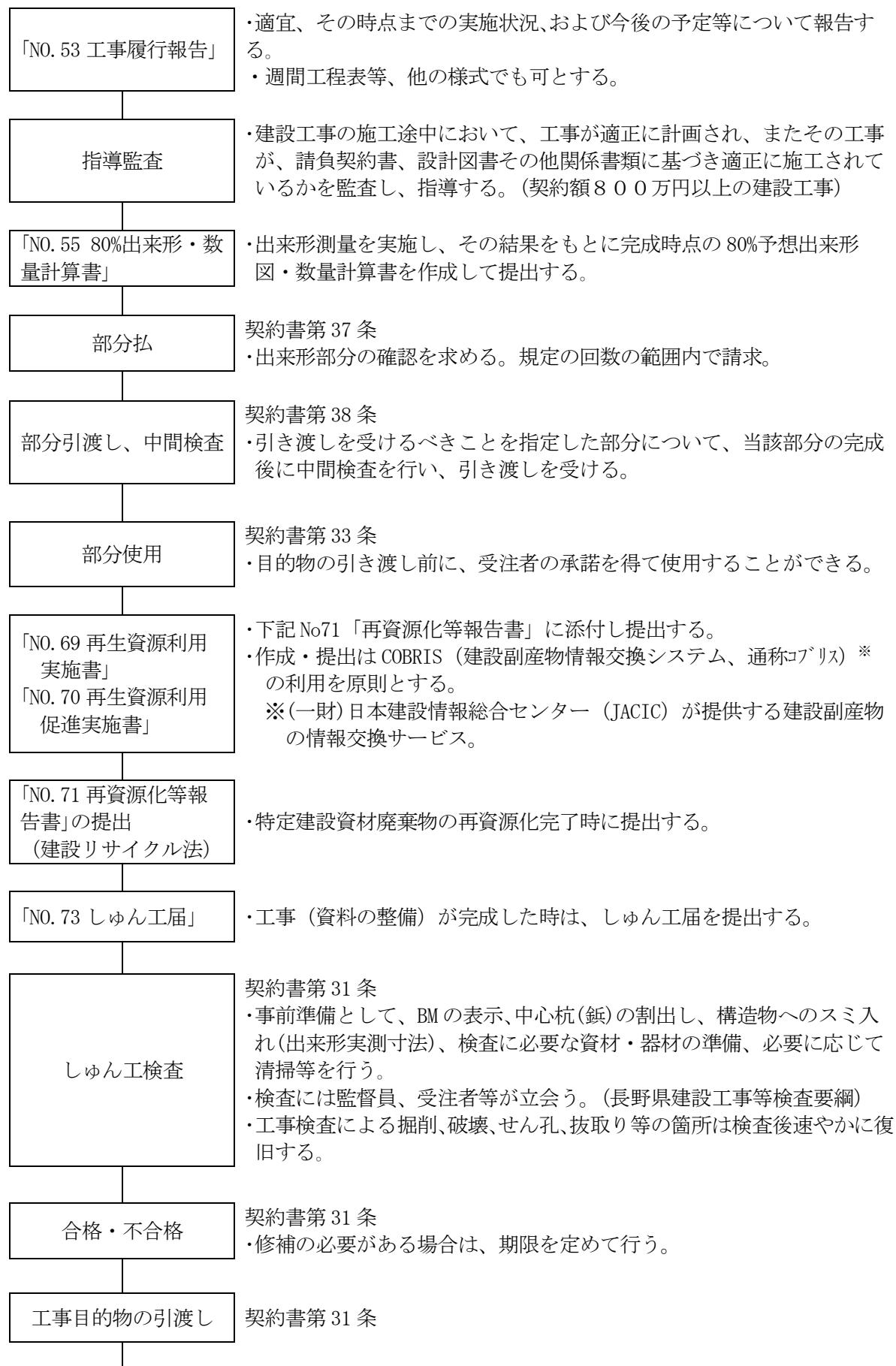
※標準的なフローを示す。建設工事の施工にあたっては、個々の現場の状況により、必ずしも記載の手順どおりになるとは限らない。

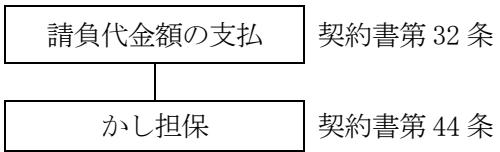
※「NO.」は工事関係書類一覧表（案）の番号と同一











3 現場に掲示する標識・看板

種別	番号	名 称	掲示の根拠	掲示の対象者		備考
				工事 関係者	公衆	
法律規則等で掲示が定められている標識等	1	建設業の許可票	・建設業法第40条		○	
	2	労災保険関係成立票	・労働者災害補償保険法施行規則第49条	○		
	3	施工体系図	・建設業法第24条の7 第4項 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項	○	○	
	4	作業主任者	・労働安全衛生規則第18条	○		
	5	施工体制台帳作成建設工事の通知の写し	・建設業法第24条の7	○		
準じる標識等	6	建退共シール (設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識) H11.3.18)	・建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部 H11.3.18)	○		
	7	道路使用許可証	・許可条件書			携行
	8	道路占用許可証	・長野県道路占用工事共通仕様書第14条	○		占用工事
その他標識等	9	緊急時連絡系統図		○		
	10	工事工程表 (工事工程案内)			○	
	11	安全掲示板		○		
	12	週休2日を実施する工事である旨を明示する掲示板	週休2日工事実施要領	○	○	実施工事のみ

標識・看板例

1 建設業の許可証

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
監理技術者の 主任氏名	専任の有無
資格名 資格者証 交付番号	
一般建設業又は 特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	許可(-)第 号
許可年月日	平成 年 月 日

25cm以上

2 労災関係成立票

労災保険関係成立票			
保険関係成立年月日	平成 年 月 日	↑	
労働保険番号			
事業の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
事業主の住所氏名			
注文者の氏名			
事業主代理人の氏名			

25cm以上

35cm以上

35cm以上

○保険関係成立年月日 :

- 一括有期事業（請負金額1.9億円未満）・・・会社が保険関係成立届けを労働基準監督署に届けた日、又は毎年の更新日
- ・単独有期事業（請負金額1.9億円以上）・・・単独工事の保険関係成立届けを労働基準監督署に届けた日

一括有期事業（下記の要件を満たす場合に、有期事業を一括して1つの事業とみなし）

- ①事業主が同一人であること
 - ②それぞれの事業が建設事業か立木伐採の事業のいずれか一方のみに該当すること。
 - ③それぞれの事業が他の有期事業の全部又は一部と同時に行われること。
 - ④それぞれの事業の規模について、概算保険料額が160万円未満であって、かつ、建設の事業においては、請負金額が1億9,000万円未満、立木の伐採の事業においては、素材の見込み生産量が1,000平方メートル未満であること。
 - ⑤それぞれの事業の種類が、建設業においては、労災保険率表による事業の種類が同一であること。
 - ⑥それぞれの事業に係る保険料納付事務が1つの事務所で取り扱われ、かつ、それぞれの事業がその一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域、又はそれと近接する都道府県の管轄区域内で行われるものであること。
- ただし、「機械装置の組立又は据付の事業」の一括については、地域制限はありません。

4 作業主任者

作業主任者・作業指揮者選任表

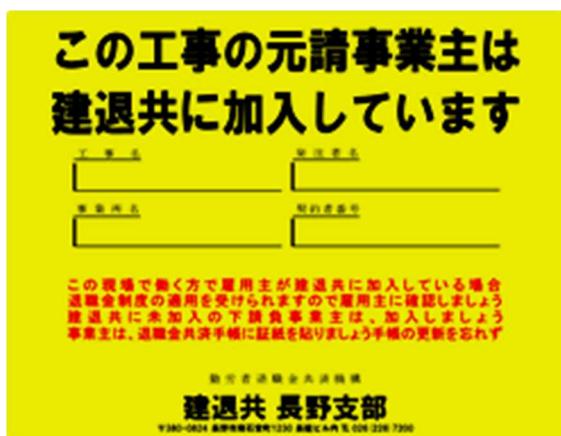
作業区分	選任者	協力会社名	修番号
地山の掘削作業			
土止め支保工作業			
型わく支保工の組立て等作業			
足場の組立て等作業			
酸素欠乏危険作業			
鉄骨組立て等作業			
有機溶剤作業			
ガス溶接作業			
コンクリート造工 作物の解体等作業			
特定化学物質作業			
くい打機・くい抜機 組立解体作業			
クレーン組立解体作業			
リフト組立解体作業			
車両系建設機械作業			

足場の組立て等 作業主任者の職務

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
4. 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者
氏名

6 建退共シール



8 道路占用許可証

道路占用使用許可証					
工事名	許可年月日	許可番号	許可範囲	許可期間	許可権者
板 囲	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日から	長
	平成 年 月 日 第	号	延長 m	年 月 日まで	警察署長
足 代	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日から	長
	平成 年 月 日 第	号	延長 m	年 月 日まで	警察署長
こ 道 構 台	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日から	長
	平成 年 月 日 第	号	延長 m	年 月 日まで	警察署長
道 路 や び	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日から	知事
沿道掘さく	平成 年 月 日 第	号	延長 m	年 月 日まで	
	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日から	
	平成 年 月 日 第	号	延長 m	年 月 日まで	

9 緊急時連絡系統図



10 工事工程表

ご近隣の皆様へ	
今週の作業予定	
月	
火	
水	
木	
金	
土	
日	

お気付の点は下記迄ご連絡下さい。

TEL

11 安全掲示板

+ 安全掲示板		
H 無災害記録表		
目標時間 1000000 時間		
月日 現在 320714 時間		
工期 平成 年 月 日～平成 年 月 日		
C 建設用クレーンの標準合図法		
M 玉掛ワイヤロープの点検		
今月 の点検色は 赤 色です		
E お知らせ		
A 今月の安全目標		
B 今週の安全目標		
L 作業主任者		
資格名	会社名	氏名
K 有資格者		
資格名	会社名	氏名